

平成二十七年二月十七日受領  
答 弁 第 五 〇 号

内閣衆質一八九第五〇号

平成二十七年二月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 町 村 信 孝 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に関する質問に対する答弁書

一から八までについて

在ウズベキスタン日本国大使館（以下「大使館」という。）においては、ウズベキスタン当局への要請等の方法による調査を継続してきたが、「潮の舞」の所在に関する追加的な情報が得られない状況が長期間にわたっていた。外務省として、同当局における捜査の状況及び今後の見通しについて同当局に改めて確認したところ、平成二十六年六月四日付けのウズベキスタン共和国外務省発大使館宛ての口上書において、一連の捜査、搜索及び取調べの結果、「潮の舞」の所在等は特定できないと判断された旨の通報が同国外務省から大使館になされた旨の報告が、同月六日に大使館から外務本省に対し、公電でなされた。

このような状況に鑑み、外務省としては、「潮の舞」の所在に関する調査を終了させるとの判断を行った。「潮の舞」の所在が確認できなくなった経緯等が特定されなかったが、いずれにしても、同省として、「潮の舞」の所在が確認できなくなったことは遺憾であり、このことを厳粛に受け止めている。同省としては、在外公館における美術品管理を徹底していく考えである。